**船員モデル就業規則**

**令和５年７月版**

**国土交通省海事局船員政策課**

# 総則

|  |
| --- |
| **（目的）** 　この就業規則（以下「規則」という。）は、船員法第９７条に基づき、　　　　株式会社（以下「会社」という。）の船員の就業に関する事項を定めるものである。 |

|  |
| --- |
| **（適用範囲）** この規則は、会社の船員に適用する。 ２　所定の労働時間又は労働日数が異なる船員の就業に関する事項については、別に定めるところによる。  ３　前項については、別に定める規則に定めのない事項は、この規則を適用する。 |

|  |
| --- |
| **（定義）** この規則において、船員とは乗組員及び予備船員をいう。 ２　船員を雇用期間の定めのない船員（以下、「常用雇用船員」という。）と雇用期間の定めのある船員（以下、「期間雇用船員」という。）とに区分する。  ３　この規則において、乗組員とは、雇入契約により船舶に乗り組む者をいう。  ４　この規則において、予備船員とは、艤装員、陸上休暇員、特別休暇員、有給休暇員、教育員、陸上勤務員、傷病員及び休職員をいう。  ５　この規則において、艤装員とは、船舶の艤装に関する業務に従事する者をいう。  ６　この規則において、陸上休暇員とは、船外で休日又は補償休日を付与され、又は乗船まで待機している者をいう。  ７　この規則において、特別休暇員とは、船員が海賊行為により船上又は船外で拘束された場合に、海賊から解放され適切に送還されるまで又は拘束中に死亡した日（失踪宣告を受け、死亡したとみなされた場合を含む。）までの身柄を拘束されている者をいう。  ８　この規則において、有給休暇員とは、有給休暇を付与され休暇中の者という。  ９　この規則において、教育員とは、社命により教育訓練の受講等を行う者をいう。  １０　この規則において、陸上勤務員とは、乗船まで待機中に社命により陸上勤務に従事する者をいう。  １１　この規則において、傷病員とは、病気休暇により、傷病員となった者をいう。  １２　この規則において、休職員とは、第１０条の休職、第４１条の育児休業及び介護休業により、休職員となった者をいう。 |

|  |
| --- |
| **（規則の遵守）** 会社は、この規則に定める労働条件により、船員に就業させる義務を負う。また、船員は、この規則を遵守しなければならない。 |

# 採用、異動・雇入契約等

|  |
| --- |
| **（採用手続）** 会社は、入社を希望する者の中から選考試験を行い、これに合格した者を採用する。 ２　会社は、船員として採用を決定した者から請求があったときは、雇用証明書を交付する。また、前項により採用を予定した者に対しても同様とする。  ３　会社は、船員として採用を決定した者のうち有効な健康証明書を所持していない者に対しては、会社の負担により、健康検査を実施する。 |

|  |
| --- |
| **（採用時の提出書類）** 船員として採用された者は、採用された日から　　週間以内に次の書類を提出しなければならない。  1. 住民票記載事項証明書 2. 船員手帳の写し（会社が指定する部分に限る。） 3. 海技免状その他の資格証明書の写し（ただし、資格証明書を有する場合に限る。） 4. その他会社が指定するもの   ２　前項の定めにより提出した書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面で会社に変更事項を届け出なければならない。 |

|  |
| --- |
| **（試用期間）** 船員として新たに採用した者については、採用した日から　　か月間を試用期間とする。 ２　前項について、会社が特に認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。  ３　会社は、試用期間中に船員として不適格と認めた者を解雇することがある。  ４　試用期間は、勤続年数に通算する。 |

|  |
| --- |
| **（労働条件の説明）** 会社は、船員を採用するとき、雇用の期間（下船時期を含む。）、乗り組むべき船舶に関する事項、職務に関する事項、給料その他の報酬（報酬額の決定及び支払い方法）、労働時間、休日、その他の労働条件を記した労働条件通知書及びこの規則の写しを交付して説明するものとする。 |

|  |
| --- |
| **（人事異動等）** 会社は、業務上の必要により、船員に対して乗り組む船舶、従事する職務及び乗船期間の指定又はその変更その他配置転換若しくは在籍のまま関係会社への出向をを命ずることがある。 ２　前項の場合であって、雇入契約の締結又は変更が必要な場合には、会社は前条に規定する労働条件を書面で交付して説明のうえ、雇入契約を締結又は変更する。  ３　会社は、業務上の必要により、乗船までの待機中に陸上勤務を命ずることがある。 |

|  |
| --- |
| **（休職）**  船員が、次のいずれかに該当するときは、所定の期間、休職員とする。  1. 業務外の傷病による乗船できない期間が　　か月を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できないとき（療養休職員）　　　　　　　　　　　　　年以内 2. 船員からの休職の申し出について、会社が認めたとき（依願休職員）   会社が認める期間   1. その他、特別な事情があり休職させることが適当と認められるとき（依命休職員）   　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　必要な期間  ２　休職期間中に休職事由が消滅したときは、原則として元の職務に復帰させる。ただし、元の職務に復帰させることが困難又は不適当な場合には、他の職務に就かせることがある。  ３　第１項第１号により療養休職員となり、休職期間が満了してもなお傷病が治癒せず就業が困難な場合は、休職期間の満了をもって退職とする。  ４　第１項第２号の依願休職員が、休職期間中に復職しないときは、休職期間の満了をもって退職とする。 |

# 雇止・送還、解雇及び定年

|  |
| --- |
| **（雇止・送還）** 次のいずれかに該当する船員との雇入契約は、終了する。  1. 乗り組んでいる船舶が沈没又は滅失したとき。（人命救助等の必要な作業に従事している場合は当該作業が終了したとき。） 2. 乗り組んでいる船舶が全く運航に堪えなくなったとき。 3. 船舶が雇入契約の成立時における国籍を失ったときに船員より雇入契約の解除の申し出があったとき。 4. 雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとして、船員より雇入契約の解除の申し出があったとき。 5. 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとして、船員より雇入契約の解除の申し出があったとき。 6. 学校等の教育機関における教育を受けるため、船員より７日以前に書面にて申入れがあったとき。 7. 期間の定めのある雇入契約にあっては、その期間を満了したとき。 8. 期間の定めのない雇入契約にあっては、会社が、２４時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申入れがあったときは、その期間が満了したとき。 9. 期間の定めのない雇入契約にあっては、船員が、２４時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申入れがあったときは、その期間が満了したとき。 10. 期間の定めのない雇入契約にあっては、会社が、陸上において休日若しくは補償休日又は有給休暇を付与するとき。   ２　会社は、次のいずれかに該当する船員との雇入契約を解除できる。   1. 船員が著しく職務に不適任であるとき。 2. 船員が著しく職務を怠ったとき、又は職務に関し船員に重大な過失のあったとき。 3. 乗組員が船長の指定する時までに船舶に乗り組まないとき。 4. 乗組員が著しく船内の秩序をみだしたとき。 5. 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。 6. 船員が健康証明書を受けることができないとき。 7. 前各号の場合を除いて、やむを得ない事由のあるとき。   ３　前２項により雇入契約が終了又は解除された場合、会社は当該船員に対して下船を命じる。ただし、船舶が航行中の場合には、次の港に入港してその港における積み荷の陸揚及び旅客の上陸が終わるときまで雇入契約は存続するものとみなす。  ４　会社は、第１項第１号及び第２号により雇入契約が終了した船員に対しては、２か月の範囲内において、失業期間中、毎月１回その失業日数に応じた失業手当を支払う。ただし、雇入契約終了後に失業手当の額を上回る給料その他の報酬を支払う場合はこの限りではない。なお、失業手当の額は、月額で定める基本給の額とし、月間所定労働時間により算出するものとする。  ５　会社は、第１項第３号、第４号及び第８号並びに第２項第６号及び第７号により雇入契約を終了した船員に対し、１か月分の基本給の額と同額の雇止手当を支払う。ただし、雇入契約解除後に雇止手当の額を上回る給料その他の報酬を支払う場合には、当該手当は支払わない。  ６　会社は、第３項により下船を命じたとき（第１項第６号及び第９号に該当する場合を除く。）は、会社の負担により、雇入港までの送還に要する費用の範囲内で船員の希望する地まで送還する。ただし、送還に代えて第６１条に基づく旅費を支払う場合がある。  ７　会社は、第２項第２号から第４号までの規定により雇入契約を解除した場合又は同項第５号の規定により雇入契約を解除した場合であって、職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のある場合においては、船員に対し、前項による送還に係る費用又は旅費の償還を請求する場合がある。  ８　会社は、第１項第１号から第５号まで、第７号、第８号若しくは第１０号又は第２項第１号若しくは第５号から第７号までの規定による雇入契約の解除等により送還する場合には、船員の送還に要する日数に応じ基本給の額と同額の送還手当を支払う。第６項ただし書きの規定により旅費を支払うときも同様とする。 |

|  |
| --- |
| **（退職）** 船員が次のいずれかに該当するときは、雇用契約を終了して、退職とする。  1. 船員が退職を願い出て会社が承認したとき。 2. 予備船員が退職願を提出して　　日を経過したとき。 3. 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。 4. 第１０条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき。 5. 死亡したとき。 6. 定年に達したとき。   ２　前項第３号及び第６号の場合にあって、期間を定めた雇入契約が存続している場合には、当該雇入契約が終了したときに雇用契約も終了して、退職とする。 |

|  |
| --- |
| **（解雇）** 船員が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。  * + 1. 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、船員としての職責を果たし得ないとき。  1. 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないとき。 2. 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後３年を経過しても当該負傷又は疾病が治らないとき。 3. 精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。 4. 試用期間における作業能率又は勤務態度が著しく不良で、船員として不適格であると認められたとき。 5. 第８１条第２項に定める懲戒解雇事由に該当する事実が認められたとき。 6. 事業の運営上やむを得ない事由により、船舶数の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。 7. 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合として、所轄地方運輸局長から認定されたとき。 8. その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき。   ２　前項の規定により予備船員を解雇する場合は、少なくとも３０日前に予告をする。予告しないときは、１か月分の基本給以上の手当を解雇予告手当として支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。  ３　前項の規定は、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は予備船員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合における各事由について国土交通大臣の認定を受けた場合は適用しない。 |

**［例］定年を定める例**

|  |
| --- |
| **（定年等）** 船員の定年は、満　　歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。 |

|  |
| --- |
| **（退職等により支払う手当）** 船員が前３条により雇用契約が終了した場合において、次の各号に該当するときは、当該各号で定める手当を支払う。  1. 補償休日が与えられていないとき　与えられるべき補償休日の日数に応じた補償休日に就労した場合の割増手当の額以上の額 2. 有給休暇が与えられていないとき　与えられるべき有給休暇の日数に応じて有給休暇員の給料その他の報酬の額 |

# 服務規律

|  |
| --- |
| **（服務）** 船員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、会社の指示命令に従い、職務能率の向上及び船内秩序の維持に努めなければならない。 |

|  |
| --- |
| **（遵守事項）** 船員は、以下の事項を守らなければならない。  1. 上長の職務上の命令に従うこと。 2. 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。 3. 指定する時までに船舶に乗り込むこと。 4. 許可なく船舶を去らないこと。 5. 許可なく救命艇その他の重要な属具を使用しないこと。 6. 船内の食料又は淡水を濫費しないこと。 7. 許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと。 8. 許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さないこと。 9. 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと。 10. その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと。 11. 会社の名誉や信用を損なう行為をしないこと。 12. 在職中及び退職後においても、業務上知り得た会社、取引先等の機密を漏洩しないこと。 13. その他船員としてふさわしくない行為をしないこと。 |

|  |
| --- |
| （職場におけるパワーハラスメントの禁止） 　職務上の地位や人間関係などの職場内の優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、他の船員の就業環境を害するようなことをしてはならない。 |

|  |
| --- |
| **（セクシュアルハラスメントの禁止）** 性的言動により、他の船員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。 |

|  |
| --- |
| **（妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止）** 妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、他の船員の就業環境を害するようなことをしてはならない。 |

|  |
| --- |
| **（その他あらゆるハラスメントの禁止）** 　第１８条から前条までに規定するもののほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の船員の就業環境を害するようなことをしてはならない。 |

|  |
| --- |
| **（個人情報保護）** 船員は、会社及び取引先等に関する情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に関係のない情報を不当に取得してはならない。 ２　船員は、船舶又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた会社及び取引先等に関するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければならない。 |

|  |
| --- |
| **（作業の開始及び終了の時刻等の記録）** 乗組員は、会社が定めるところに従って、作業の開始及び終了の時刻及び作業種別を記録しなければならない。 ２　予備船員は、社命により就労したときは、会社の定めるところにより始業及び終業時刻を記録しなければならない。 |

# 基準労働期間、労働時間、休息時間、休日及び有給休暇

**［例１］　基準労働期間を船員毎に設定する場合の規程例**

|  |
| --- |
| **(基準労働期間)** 基準労働期間は９か月とする。 ２　期間雇用船員の基準労働期間は、前項に規定する期間を限度に別途定める。  ３　基準労働期間の起算日は、次のとおりとする。  ・　船員が船舶に乗り組む日（当該日がそれ以外の日を起算日とする基準労働期間内にある場合を除く。）  ・　船員が船舶に乗り組んでいる間に基準労働期間が終了した場合にあっては、当該終了した日の翌日 |
| **（休日）** 休日は、１週間について１日以上とする。 |
| **（補償休日）** 　前条に定める休日が与えられなかった場合又は、超過時間（船員の労働時間（第３３条に定める時間外及び補償休日労働を除く。）が１週間において４０時間を超える時間（当該１週間において休日が与えられなかった場合にあっては、その超える時間が８時間を超える時間）をいう。）が生じた場合には、基準労働期間内に補償休日を与えるものとする。 ２前項の休日は、陸上休日又は停泊中の休日とする。  **（補償休日の付与の通知等）** 　補償休日を付与する場合には、少なくとも付与の７日前までに、その時期及び場所を、補償休日を付与すべき船員に通知するものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、航海の遅延その他やむを得ない事由がある場合には、速やかに当該船員に通知することにより、あらかじめ通知した時期及び場所を変更することがある。  **（補償休日の付与の延期）** 　第２６条の規定にかかわらず、次に掲げる場合、当該事由の存する期間、補償休日を与えることを延期することがある。 ①　遅延その他の航海の状況に係る事由により基準労働期間内に与えるべき補償休日を与えることができないことが明らかになったとき以降において航海の途中にあるとき。  ②　補償休日を与えるべき船員と交代して乗船すべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため交代して乗船できないことその他の船舶所有者の責めに帰することのできない事由により、補償休日を与えるべき船員と交代して乗船する船員が確保できないとき。  ③　補償休日を与えるべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間中であるとき。  ④　補償休日を与えるべき船員が船舶の機関、設備等の故障発生時における応急措置その他の継続して従事しなければならない作業に従事しているとき。  **（補償休日の日数及び付与の単位）** 　第２６条に規定する補償休日の日数は、船舶に乗り組んでいる期間内に与える場合には、超過時間の合計８時間当たり又は１日の休日が与えられない１週間当たり、１日として計算した日数とする。 ２　陸上休日として与える場合には、前項の規定により計算した日数に、７／５を乗じた日数とする。  ３　基準労働期間内に与えるべき補償休日の日数の合計が１日未満の端数を生じる場合であって、当該端数が1/2日を超えるときには当該端数に係る補償休日の単位は１日とし、1/2日を超えないときには半日とする。 |

**［例２］　就業規則において予め休日日数を定め基準労働期間を統一する場合の規程例**

|  |
| --- |
| **(基準労働期間)** **第２４条**基準労働期間は６か月とする。 ２　期間雇用船員の基準労働期間は、前項に規定する期間を限度に別途定める。  ３　基準労働期間の起算日は、４月１日及び１０月１日とする。ただし、期間雇用船員の場合にあっては、船員が船舶に最初に乗り組む日とする。 |
| **（休日）** **第２５条**休日は、基準労働期間において　日とする。 ２　休日日数　日の基礎は下記のとおりとする。  日曜日、土曜日、・・・。  ３　第１項の休日は、陸上休日又は停泊中の休日とする。  ４　会社は、休日の日時並びに場所を、７日以上前に通知するものとする。ただし、航海の遅延その他やむを得ない事由が発生した場合には、速やかに変更した日時及び場所を通知するものとする。 |
| **（休日の付与の延期）**  **第２６条**前条第１項の規定にかかわらず、次に掲げる場合、当該事由の存する期間、休日を与えることを延期することがある。  ①　遅延その他の航海の状況に係る事由により基準労働期間内に与えるべき休日を与えることができないことが明らかになったとき以降において航海の途中にあるとき。  ②　休日を与えるべき乗組員と交代して乗船すべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため交代して乗船できないことその他の船舶所有者の責めに帰することのできない事由により、休日を与えるべき乗組員と交代して乗船する船員が確保できないとき。  ③　休日を与えるべき乗組員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間中であるとき。  ④　休日を与えるべき乗組員が船舶の機関、設備等の故障発生時における応急措置その他の継続して従事しなければならない作業に従事しているとき。 |

|  |
| --- |
| **（労働時間）** 船員の１日当たりの所定労働時間は、８時間とする。 ２　基準労働期間における乗組員の月平均の所定労働時間は、　　時間とする。  ３　船員の１週間当たりの労働時間（割増手当の対象となる労働時間を除く。）は、基準労働期間について平均４０時間以内とする。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（就業時間）** 　航海当直制は３直制とし、その時間割は次のとおりとする。なお、当直の次交代者は、予定の当直時間より前に引継ぎを行い、当直にあたるものとする。  |  |  |  | | --- | --- | --- | | 第１直 | 00:00-04:00 | 12:00-16:00 | | 第２直 | 04:00-08:00 | 16:00-20:00 | | 第３直 | 08:00-12:00 | 20:00-24:00 |   ２　船長は、運航体制等の実情を踏まえ、航海当直者以外の乗組員の作業時間割について決定し、あらかじめ乗組員に指示するものとする。  ３　船長は、作業時間割を作成するに際に、乗組員が過重労働や断続労働にならないよう努める。  ４　艤装員の就業時間は、造船所の作業時間に応じて、別に定めるものとする。  ５　陸上勤務員の就業時間は、陸上職員の就業時間に準じて、別に定めるものとする。 |

|  |
| --- |
| **（休息時間）** 会社は、人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業、操練等その他これらに類似する作業その他の船舶の航海の安全を確保するための作業に従事する場合を除き、１日について１０時間以上の休息時間を与えるものとする。また、航海当直をすべき職務を有する者については、１４時間を超えない間隔で休息時間を与えるものとする。 ２　前項の休息時間を１日について２回に分割して船員に与える場合においては、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を６時間以上とする。  ３　会社は、前項の規定にかかわらず、船員法第６５条の３第３項の規定に基づく協定を届け出た場合は、その協定の定めるところにより、休息時間を１日について３回以上に分割し、又は休息時間のうちいずれか長い方の休息時間を６時間未満とすることがある。  ４　船長は、前項の規定にかかわらず、航海当直をすべき職務を有する者について、１週間のうち２日を限度として、第１項の休息時間を１日について３回に分割して船員に与えることがある。この場合においては、休息時間のうち、最も長い休息時間を６時間以上とし、残る２回の休息時間をいずれも１時間以上とする。 |

|  |
| --- |
| **（時間外及び補償休日労働）** 船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるときは、第３０条に定める所定労働時間を超えて、自ら作業に従事し、若しくは乗組員を作業に従事させ、又は第２５条及び第２６条（例２の場合は第２５条）に定める休日若しくは第３２条に定める休息時間において、自ら作業に従事し、若しくは乗組員を作業に従事させる場合がある。 ２　前項において、船長は、乗組員に休日又は休息時間に作業に従事させる場合、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業終了後、できる限り速やかに休息をさせるように努めるものとする。  ３　船長は、第１項に規定する場合のほか、次に掲げる特別な労働が発生した場合は、１日についてそれぞれ定める時間数を限度として、第３０条に定める所定労働時間を超えて、自ら作業に従事し、若しくは乗組員を作業に従事させる場合がある。  ①　船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するとき。　４時間  ②　防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業に従事するとき。　当該作業に従事するために必要な時間  ③　航海当直の通常の交代のために必要な作業に従事するとき。　１時間  ④　通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令（外国の法令を含む。）に基づく手続のために必要な作業に従事するとき。　２時間  ⑤　事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき。　２時間  ４　会社は、第１項又は前項に定める場合のほか、船員法第６４条の２第１項の規定に基づく協定を届け出た場合において、その協定の定めるところにより、第３０条に定める労働時間の制限を超えて、乗組員を作業に従事させる場合がある。  ５　前２項の規定により、乗組員に所定労働時間を超えて作業に従事させる場合、１日当たりの総労働時間の上限は１４時間、１週間当たりの総労働時間の上限は７２時間とする。  ６　会社は、第１項に定める場合のほか、船員法第６５条の規定に基づく協定を届け出た場合において、その協定を定めるところにより、第２５条及び第２６条（例２の場合は第２５条）に定める休日の１／３を限度として、休日に作業に従事させる場合がある。 |
| **（夜間労働の禁止）** 会社は、１８歳未満の船員及び妊産婦（妊娠中又は出産後１年以内の女性をいう。）の船員を午後８時から翌日の午前５時までの間、作業に従事させない。ただし、人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急に要する作業に従事する場合は除くものとする。 |

|  |
| --- |
| **（労働時間の適用除外）** この章に定める労働時間に関する規定は、人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業に従事する場合は適用しない。 |

|  |
| --- |
| **（有給休暇）** 会社は、船員が初めて６か月連続して勤務に従事したときは、その６か月経過後１年以内に１０日の有給休暇を与えるものとする。 ２会社は、船員が前項の規定による連続勤務期間後に１年間連続して勤務に従事したときは、その１年の経過後１年以内に１５日の有給休暇を与えるものとする。  ３次に掲げる期間は、連続して勤務に従事した期間とみなすものとする。  ①　船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間  ②　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２条第１号に規定する育児休業又は同条第２号に規定する介護休業をした期間  ③　女子船員が船員法第８７条第１項又は第２項の規定に基づき勤務に従事しない期間  ４　職務外の負傷等により、勤務が中断した場合において、その中断の事由が船員の故意又は過失によるものでなく、かつ、その中断の期間の合計が１年当たり６週間を超えないときは、その中断の期間は、船員が当該期間の前後の勤務と連続して勤務に従事したものとみなす。 |

|  |
| --- |
| **（有給休暇の付与方法）** 有給休暇を付与する場合は、取得時期及び場所について、船員と協議して決定する。 |

# 特別な休暇等

|  |
| --- |
| **（産前産後の休業）** 女子船員は妊娠が明らかになった場合には、直ちに会社に通知しなければならない。 ２　会社は、妊娠中及び出産後８週間を経過しない女子船員を船内作業に従事させない。  ３　前項の規定にかかわらず、航海中に妊娠中であることが判明した場合であって、航海の安全を図るために必要な業務並びに妊娠中又は出産後６週間を経過した女子船員が船内作業に従事することの申し出があった場合であって、医師が母性保護上支障ないと認めた業務については、船内作業に従事させることがある。  ４　前項の規定に基づき船内作業に従事させる場合において、当該女子船員は、軽易な作業に従事したいときは、会社に申し出なければならない。 |

|  |
| --- |
| **（母性健康管理の措置）** 前条第３項により船内作業に従事する妊娠中又は出産後１年を経過しない女子船員から、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）に基づく保健指導又は健康診査を受けるために申出があったときは、次の範囲で時間内通院を認める。 　①　産前の場合  　　　　妊娠２３週まで・・・・・・・・４週に１回  　　　　妊娠２４週から３５週まで ・・・２週に１回  　　　　妊娠３６週から出産まで ・・・・１週に１回  ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間  　②　産後（１年以内）の場合  　　　医師等の指示により必要な時間  ２　妊娠中又は出産後１年を経過しない女子船員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずる。  ①　妊娠中の通勤緩和措置として、通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として　 時間の勤務時間の短縮又は　 時間以内の時差出勤を認める。  ②　妊娠中の休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長や休憩の回数を増やす。  ③　妊娠中又は出産後の女子船員が、その症状等に関して指導された場合は、医師等の指導事項を遵守するための作業の軽減や勤務時間の短縮、休業等の措置をとる。  ３　妊娠中又は出産後１年を経過しない女子船員には、１週間に少なくとも１日の休日（補償休日を除く。）を与える。 |

|  |
| --- |
| **（生理休暇）** 生理日の就業が著しく困難な女子船員から請求があったときは、必要な期間就労を免除する。 |

|  |
| --- |
| **（育児・介護休業、子の看護休暇等）** 船員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための深夜業の制限及び所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。 ２　育児・介護休業等の取扱いについては、「育児・介護休業等に関する規則」で定める。 |

|  |
| --- |
| **（慶弔休暇）** 船員が申請した場合は、次のとおり慶弔休暇を与える。  1. 本人が結婚したとき　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日 2. 妻が出産したとき　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日 3. 配偶者、子又は父母が死亡したとき　　　　　　　　　　　　　　　　　　日 4. 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき　　　　　　日   ２　慶弔休暇は、有給とする。 |

|  |
| --- |
| **（裁判員等のための休暇）** 船員が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合には、次のとおり休暇を与える。  1. 裁判員又は補充裁判員となった場合　　　　　　　　必要な日数 2. 裁判員候補者となった場合　　　　　　　　　　　　必要な日数又は時間 |

|  |
| --- |
| **（海賊行為による被害を受けた場合の休暇）** 船員が海賊行為により船上又は船外で拘束された場合には、海賊から解放され適切に送還されるまで又は拘束中に死亡した日（失踪宣告を受け、死亡したとみなされた場合を含む。）までの間、有給の休暇とする。 |

# 定員

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（定員）** 船舶の乗組員の定員は別表のとおりとする。 別表　　　　　　　　　　　　　　　　定員表   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 船舶の名称 | | ○○丸 | △△丸 | | 総トン数（G/T） | | ４９９ | ２，０００ | | 主機の出力（KW) | | ７５０ | １，０００ | | 航行区域 | | 沿海 | 限定近海 | | 就航航路 | | 瀬戸内海 | 日本全域 | | 用途 | | 貨物船 | 油タンカー | | 1日の最長航行時間 | | ２４時間 | ２４時間 | | 自動操舵装置 | | 有 | 有 | | 警報装置 | | 有 | 有 | | 職務及び員数 | 船長 | １ | １ | | 一等航海士 | １ | １ | | 二等航海士 | １ | １ | | 三等航海士 |  | １ | | 機関長 | １ | １ | | 一等機関士 | １ | １ | | 二等機関士 |  | １ | | 三等機関士 |  | １ | | 甲板部員 |  | ３ | | 機関部員 |  | ３ | | 司厨長又は司厨員 | １ | ２ | | 合計 | ６ | １６ | | 備考 | |  |  | |

# 給料その他の報酬

|  |
| --- |
| **（給料その他の報酬の構成）** 給料その他の報酬の構成は、次のとおりとする。 　　　　　　　　　　　　基本給  　　　　　　　　　　　　　　　　　　家族手当    給料その他の報酬　　　手　当　　 職務手当    　　　　　　　　　　　　　　　　　　（通勤手当　等）    　　　　　　　　 　　　　割増手当 |

|  |
| --- |
| **（基本給）** 基本給は、船員の経験、能力及び職務の内容を考慮して各人別に決定する。 |

|  |
| --- |
| **（昇給）** 昇給は、勤務成績その他が良好な船員について、毎年　　月　　日をもって行うものとする。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。 ２　顕著な業績が認められた船員については、前項の規定にかかわらず昇給を行うことがある。  ３　昇給額は、船員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。 |

|  |
| --- |
| **（家族手当）** 家族手当は、次の家族を扶養している船員に対し支払う。 　①　１８歳未満の子  　　　　１人につき　　月額　　　　　円  ②　６５歳以上の父母  　　 １人につき　　月額　　　　　円 |

|  |
| --- |
| **（通勤手当）** 通勤手当は、月額　　　　円までの範囲内において、通勤に要する実費に相当する額を支払う。 |

|  |
| --- |
| **（職務手当）** 次の職務を選任した場合には、以下の額を支払う。安全担当者　　　　　　　　月額　＿＿円 消火作業指揮者　　　　　　月額　\_\_＿円  衛生担当者　　　　　　　　月額　＿＿円  衛生管理者　　　　　　　　月額　　　円  危険物等取扱責任者　　　　月額　＿＿円 |

|  |
| --- |
| **（割増手当）** 船舶所有者は、第３３条の規定により、船員が所定労働時間を超えたとき又は補償休日において作業に従事したときは、次に挙げる以上の割増手当を支払うものとする。①　時間外労働１時間につき　（基本給＋職務手当）×1／月当たりの平均所定労働時間×1.3 ②　補償休日労働１時間につき　（基本給＋職務手当）×1／月当たりの平均所定労働時間×1.4 |

|  |
| --- |
| **（乗船中の給料その他の報酬）** 乗組員の給料その他の報酬は、基本給のほか、第４９条から第５２条に定める手当とする。２　乗組員が、負傷又は疾病のため、職務に従事しない期間についても基本給のほか、第４９条、第５１条及び第５２条に定める手当を支払う。ただし、その負傷又は疾病が、乗組員の故意又は重大な過失に基づくときは支払わないことがある。 |

|  |
| --- |
| **（下船者の給料その他の報酬）** 下船中の給料その他の報酬は次のとおりとする。 （１）　艤装員の給料その他の報酬  イ　基本給  ロ　艤装員手当　月額基本給の＿＿％  ハ　割増手当  （２）　有給休暇員の給料その他の報酬  イ　基本給  ロ　家族手当  ハ　職務手当  ニ　第６３条第３項で定める食料金相当分を支払う。  （３）　陸上休暇員の給料その他の報酬  　　基本給  （４）　特別休暇員の給料その他の報酬  イ　基本給  ロ　家族手当  ハ　職務手当  （５）　教育員の給料その他の報酬  イ　基本給  ロ　受講手当　日額　＿＿円  （６）　傷病員の給料その他の報酬  　　４か月の範囲内においてその負傷又は疾病が治るまで毎月１回、国土交通省令の定める報酬（以下標準報酬という。）の月額に相当する額の傷病手当を支払う。その４か月が経過してもその負傷又は疾病が治らないときは、その治るまで毎月１回、標準報酬の月額の６０／１００に相当する額の傷病手当を支払う。ただし、船員保険が給付された場合は、支払わない。  （７）　休職員の給料その他の報酬  イ　依願休職員  　　支払わない。  ロ　療養休職員  　　船員保険の給付による。  ハ　依命休職員  　　原則として支払わない。ただし、必要に応じて支払うことがある。  ニ　育児・介護休業員 　　支払わない。 |

|  |
| --- |
| **（陸上勤務員の給料その他の報酬）** 陸上勤務員の給料その他の報酬については、会社と本人が協議して決める。 |

|  |
| --- |
| **（欠勤等の扱い）** 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の場合並びに負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあった場合は、基本給から当該日数又は時間分の給料その他の報酬を控除する。 ２　前項の場合、控除すべき給料その他の報酬の１時間当たりの金額の計算は以下のとおりとする。  （１）月給の場合  　　　基本給÷１か月平均所定労働時間数  （２）日給の場合  　　　基本給÷１日の所定労働時間数 |

|  |
| --- |
| **（給料その他の報酬の計算期間及び支払日）** 給料その他の報酬（その計算期間が１月を超えるものを除く）は、毎月　　日に締め切って計算し、翌月　　日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。 ２　前項の計算期間の中途で採用された船員又は退職した船員については、月額の給料その他の報酬は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。  ３　割増手当は毎月＿＿日に締め切って計算し、翌月の給料その他の報酬と合わせて支払う。  ４　給料その他の報酬の個々の計算に円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。  ５　給料その他の報酬を支払う際は、船員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付する。  ①　給料その他の報酬の総額及びその内訳  ②　控除する額  ③　通貨以外の支払方法で支払う額  ④　船員の同居の親族又は船員の収入によって生計を維持する者に渡す額 |

|  |
| --- |
| **（給料その他の報酬の支払と控除）** 給料その他の報酬は、船員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、船員から請求があるとき又は船員が海賊被害に遭った場合には、同居の親族又は船員の収入によって生計を維持する者に支払うことができる。 ２　前項について、船員が同意した場合は、船員本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により給料その他の報酬を支払う。  ３　船長は、船内において支払われる乗組員の給料その他の報酬は、直接本人に手渡さなければなならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、他の乗り組んでいる職員に代行させることができる。  ４　次に掲げるものは、給料その他の報酬から控除する。  ①　源泉所得税  ②　住民税  ③　船員保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分  ５　会社は、船員に対する債権については、法令の定める範囲内において相殺することがある。 |

|  |
| --- |
| **（給料その他の報酬の非常時払い）** 次のいずれかの場合に該当したときは、会社は、給料その他の報酬の支払日前であっても、既往の船員に対する給料その他の報酬を支払う。  1. 解雇され、又は退職した場合 2. 船員、その同居の親族又は船員の収入によって生計を維持する者が結婚、葬祭、出産、療養又は不慮の災害の復旧に要する費用に充てようとする場合において船員から請求があった場合 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（賞与）** 賞与は、原則として、下記の算定対象期間に在籍した船員に対し、会社の業績等を勘案して下記の支給日に支払う。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支払時期を延期し、又は支払わないことがある。  |  |  | | --- | --- | | 算定対象期間 | 支給日 | | 月　　日から　　月　　日まで | 月　　日 | | 月　　日から　　月　　日まで | 月　　日 |   ２　前項の賞与の額は、会社の業績及び船員の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する。 |

# 旅費及び航海日当

|  |
| --- |
| **（旅費）** 会社の命令又は船務のため移動するときは、経済的な経路を考慮した交通費の実費を支払う。この場合、鉄道を使用する場合にあっては運賃及び特急料金までとし、急を要する場合の航空機の利用は可能とする。 ２　会社は、旅費として前項の交通費のほか、宿泊費、食費及び運送賃並びに雇入契約終了の時から遅滞なく出発するまでの宿泊費及び食費を支払う。  ３　船員は、移動が完了した後、遅滞なく旅費支給の申請を行わなければならない。  ４　会社は、前項により申請を受けた場合、審査を行った後、申請の日から１月以内に旅費を支払う。 |

|  |
| --- |
| **（航海日当）** 乗組員として乗船中は、１日につき次の航海日当を支払う。 　①　船機長　＿＿円  　②　一航機士　＿＿円   1. その他　＿＿円以上   　この日当額は国内航路の場合のみとする。  ２　航海日当は、毎月　　日に締め切って計算し、翌月　　日に支払う。 |

# 食料

|  |
| --- |
| **（船内食料）** 　会社は、乗組員に対し、１日３回船内食料を現物支給によってまかなう。２　会社は、船舶料理士のほか、調理に関する業務についての基礎的な知識を付与するための教育を行った乗組員に調理を行わせる場合がある。３　船内で食料の現物支給ができないときは、船長に乗組員１人当たり日額　　　　円の船内食料金を一括交付し、まかなわせる。 |

# 安全衛生及び災害補償

|  |
| --- |
| **（遵守事項）** 　会社は、船員及び船舶の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な船内環境の形成のために必要な措置を講ずる。 ２　船員は、安全衛生に関する法令及び会社の指示を守り、会社と協力して労働災害の防止及び船内衛生の保持に努めなければならない。  ３　船員は安全衛生の確保のため、特に下記の事項を遵守しなければならない。  ①　船内作業設備、機械、器具等を点検・整備し、適切に保管すること。また、異常を認めたときは、速やかに　　　　に報告し、指示に従うこと。   1. 安全装置を取り外したり、その効力を失わせるようなことはしないこと。 2. 保護具の着用が必要な作業及び保護具の使用を命じられた場合については、必ず着用すること。 3. 命綱、安全ベルト又は作業用救命衣の使用を命じられた場合については、必ず着用すること。 4. 防火標識又は禁止標識のある箇所における当該標識に表示された禁止行為は行わないこと。 5. 禁止された作業場所において火気を使用又は喫煙は行わないこと。 6. 常に整理整頓に努め、通路、避難口又は消火設備のある所に物品を置かないこと。 7. 貨物の流出や火災等非常事態の発生を発見したときは、直ちに定められた措置をとり、　　　　に報告し、その指示に従うこと。 |

|  |
| --- |
| **（健康証明）** 　会社は、船内労働に適することを証明させるために必要な船員法施行規則第５５条の検査を船員に受けさせる。 ２　前項の健康証明に要する費用は、会社が負担する。 |

|  |
| --- |
| **（安全衛生教育）** 船員に対し、雇入れの際及び転船等により作業内容を変更する場合、その従事する業務に必要な安全及び衛生に関する教育を行う。 ２　船員は、安全衛生教育を受けた事項を遵守しなければならない。 |



|  |
| --- |
| **（医薬品、衛生用品及び医療書）**     会社は、法令の定める医薬品、衛生用品及び「日本船舶医療便覧」を船内に備え付ける。 |

|  |
| --- |
| **（災害補償）** 船員が職務上又は職務外の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、船員法、労働者災害補償保険法及び船員保険法に定めるところにより災害補償を行う。 |

|  |
| --- |
| **（療養補償）** 船員が職務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかったときは、それが治るまで、会社は療養に必要な費用を負担する。 ２　船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、会社は、３か月の範囲内で療養に必要な費用を負担する。ただし、その負傷又は疾病について船員に故意又は重大な過失があったときは、この限りでない。  ３　前２項について、労働者災害補償保険又は船員保険から給付を受けた場合には、会社は費用を負担しない。 |

# 退職金

|  |
| --- |
| **（退職金の支給）** 船員が退職し又は解雇されたときは、この章に定めるところにより退職金を支払う。ただし、第＿条により懲戒解雇された者には、退職金の全部又は一部を支払わないことがある。 ２　継続雇用制度の対象者については、定年時に退職金を支払うこととし、その後の再雇用については退職金を支払わない。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（退職金の額）** 退職金の額は、退職又は解雇の時の基本給の額に、勤続年数に応じて定めた下表の支給率を乗じた金額とする。  |  |  | | --- | --- | | 勤続年数 | 支給率 | | 5年未満 | 1.0 | | 5年～10年 | 3.0 | | 11年～15年 | 5.0 | | 16年～20年 | 7.0 | | 21年～25年 | 10.0 | | 26年～30年 | 15.0 | | 31年～35年 | 17.0 | | 36年～40年 | 20.0 | | 41年～ | 25.0 |   ２　第＿条により休職する期間については、会社の都合による場合を除き、前項の勤続年数に算入しない。 |

|  |
| --- |
| **（退職金の支払方法及び支払時期）** 退職金は、支給事由の生じた日から　　か月以内に、退職した船員（死亡による退職の場合はその遺族）に対して支払う。 |

# 被服及び日用品

|  |
| --- |
| **（被服及び日用品）** 会社は、作業上必要な被服及び日用品を支給する。 |

# 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設

|  |
| --- |
| **（陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設）** 船員の乗下船時又は用務により旅行するとき、公共団体経営施設に宿泊できる場合にはこれを利用する。２　船員が休養又は病院の受診を必要とする際には、　　　　　　　　　を使用する。３　船員の私的な旅行の宿泊施設として　　　　　　　　の利用を可能とする。 |

# 教育

|  |
| --- |
| **（教育訓練）** 会社は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、船員に対し、必要な教育訓練を行う。 ２　船員は、会社から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。  ３　前項の指示は、教育訓練開始日の少なくとも　　週間前までに該当船員に対し文書で通知する。 |

# 賞罰

|  |
| --- |
| **（表彰）**     会社は、船員が次のいずれかに該当するときは、表彰することがある。  1. 人命、船舶又は積荷の安全について特に功績のあったとき。 2. 業務上有益な発明、考案を行い、会社の業績に貢献したとき。 3. 永年にわたって誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となるとき。 4. 永年にわたり無事故で継続勤務したとき。 5. 社会的功績があり、会社及び船員の名誉となったとき。 6. 前各号に準ずる善行又は功労のあったとき。   ２　表彰は、原則として会社の創立記念日に行う。また、賞状のほか賞金又は賞品を授与する。 |

|  |
| --- |
| **（船長が行う懲戒）** 船長は、乗組員が第１７条①～⑩のいずれかを守らない場合には、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。 ①上陸禁止  　　上陸禁止の期間は、初日を含めて１０日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。  ②戒告  文書又は口頭で注意を行い、将来を戒める。  ２　船長が前項の懲戒を行おうとするときは、３人以上の乗組員を立ち会わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならない。 |

|  |
| --- |
| **（会社が行う懲戒）** 会社は、船長が前条の懲戒を行う場合又は行った場合、雇入契約を解除することがある。２　船員が次条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。 ①　けん責  　　始末書を提出させて将来を戒める。  ②　減給  　　始末書を提出させて減給する。ただし、減給は１回の額が平均賃金の１日分の５割を超えることはなく、また、総額が１賃金支払期における賃金総額の１割を超えることはない。  ③　出勤停止  　　始末書を提出させるほか、　　日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支払ない。  ④　停職  　　始末書を提出させるほか、　　月間を限度として就業を停止し、その間の賃金は支払わない。  ⑤　降格  　　始末書を提出させるほか、役職を罷免し又は引き下げ、資格等級を引き下げる。  ⑥　諭旨解雇  　　退職願を提出するよう勧告する。勧告に従わない場合には、懲戒解雇とする。  ⑦　懲戒解雇  予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合において、所轄の地方運輸局長の認定を受けたときは、解雇予告手当（平均賃金の３０日分）を支払わない。 |

|  |
| --- |
| **（懲戒の事由）** 船員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給、出勤停止、停職又は降格とする。 ①　正当な理由なく無断欠勤が　　　日以上に及ぶとき。   1. 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退をしたとき。 2. 過失により会社に損害を与えたとき。 3. 素行不良で社内の秩序及び風紀を乱したとき。 4. 第１７条～第２１条に違反したとき。 5. その他この規則に違反し又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。   ２　船員が次のいずれかに該当するときは、諭旨解雇又は懲戒解雇とする。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、第１３条に定める普通解雇、前条に定める減給、出勤停止、停職又は降格とすることがある。   * + 1. 重要な経歴を詐称して雇用されたとき。     2. 正当な理由なく無断欠勤が　　日以上に及び、出勤の督促に応じなかったとき。     3. 正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、　　回にわたって注意を受けても改めなかったとき。     4. 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき。     5. 故意又は重大な過失により会社に重大な損害を与えたとき。     6. 会社内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき（当該行為が軽微な違反である場合を除く。）。     7. 素行不良で著しく社内の秩序又は風紀を乱したとき。     8. 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないとき。     9. 第１８条～第２１条に違反し、その情状が悪質と認められるとき。     10. 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用したとき。     11. 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め若しくは供応を受けたとき。     12. 私生活上の非違行為や会社に対する正当な理由のない誹謗中傷等であって、会社の名誉信用を損ない、業務に重大な悪影響を及ぼす行為をしたとき。     13. 正当な理由なく会社の業務上重要な秘密を外部に漏洩して会社に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき。     14. その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。 |

# 船内苦情処理

|  |
| --- |
| **（船内苦情処理）** 会社は、船員が航海中に申し出た苦情については、別に定めるところにより処理を行う。 ２　会社は、船員と雇入契約を締結するときは、前項の苦情に関する規定の写しを船員に交付する。  ３　船長は、船内に第１項の苦情処理に関する規定の写しを備え置き、乗組員が常時利用できるようにしなければならない。 |

# 公益通報者保護

|  |
| --- |
| **（公益通報者の保護）** 会社は、労働者から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報があった場合には、別に定めるところにより処理を行う。 |

# 副業・兼業

|  |
| --- |
| **（副業・兼業）** 船員は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事しようとする場合には、届出を行わなければならない。２　会社は、船員からの前項の届出に基づき、当該船員が当該業務に従事することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、これを禁止又は制限することができる。① 労務提供上の支障がある場合② 会社の秘密が漏洩する場合③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合④ 競業により、会社の利益を害する場合 |

|  |
| --- |
| 附　則 **（施行期日）第１条**この規則は、令和　　　年　　　月　　　日から施行する。 |